



土対法に塩化ビニルモノマーを追加

平成 28 年 3 月 18 日に「土壌汚染対策法（土対法）施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。現在 25 物質が指定されている土対法の特定有害物質に、新たにクロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）を追加指定するものです。

施行期日は平成 29 年 4 月 1 日となります。

（現在、土対法に指定されている 25 の特定有害物質）

第一種特定有害物質・・・四塩化炭素、1，2-ジクロロエタン、1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、1，3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1，1，1-トリクロロエタン、1，1，2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン

第二種特定有害物質・・・カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

第三種特定有害物質・・・シマジン、チオベンカルブ、チウラム、PCB、有機りん化合物

当社では、塩化ビニルモノマーなどの揮発性有機化合物の分析も行っております。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 28 年 3 月 18 日付 環境省報道発表資料
分析技術箇所 佐藤亮平

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)に対する意見を募集

環境省は、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)について、平成 28 年 3 月 22 日(火)から 4 月 20 日(水)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行うと発表しました。

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等は一般排水基準が平成 13 年 7 月より適用され、基準に直に対応することが困難な業種(40 業種)については、3 年の期限で暫定排水基準を設定し、その後、3 年ごとの見直しを経て、現在、13 業種について暫定排水基準が設定されています。

今般の改正は、現行の暫定排水基準が平成 28 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定措置を定めています。

その内容は、現在、暫定排水基準が設定されている 13 業種のうち、電気めっき業の硝酸性窒素等と粘土かわら製造業については一律排水基準へ移行、残る業種・項目については暫定排水基準値を強化又は現行のまま延長(期限は平成 31 年 6 月 30 日まで)するというものです。

当社では、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素など排水分析に関して長年の分析実績があり、短納期で対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 平成 28 年 3 月 22 日付 環境省報道発表資料
環境検査箇所 小野元也

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(赤城鉱油株式会社)
2. [〃](#)
(群桐工コ株式会社)
3. [〃](#)
(中部環境ソリューション合同会社)

4. [chemSHERPA 賛同企業の募集を開始](#)
5. [第 8 次水質総量規制基準の設定方法に対する意見募集](#)
開始



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。